



別記様式第10号（第16条関係）

関市指令環第28号

一般廃棄物収集運搬業許可証 **コピー厳禁**

住 所 可児市下恵土一丁目39番地

氏 名 株式会社橋本

代表取締役 橋本 和彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者であることを証明します。

令和4年3月19日

関市長 尾 関 健 治



記

- 1 事業の範囲  
取り扱う一般廃棄物の種類  
事業活動に伴う一般廃棄物  
特定家庭用機器（特定家庭用機器再商品化法施行令第1条に定める機械器具）  
市直営、委託分を除く生活系一般廃棄物（引越し時のごみなど）
- 2 許可期間  
令和4年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3 許可条件  
【事業活動に伴う一般廃棄物】：関地域、武芸川地域、武儀地域（ファミリーマート武儀下之保店、タイガレックス株式会社、東明金属株式会社）に限る。  
【特定家庭用機器、生活系一般廃棄物】：関地域、武芸川地域に限る。